

新型コロナウイルス感染症患者急増に伴う一部診療体制の変更の解除について

2021年3月24日

茅ヶ崎市立病院 病院長

市立病院では、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた神奈川県 of 医療体制「神奈川モデル」に協力し、地域の方々が新型コロナウイルスに感染し治療が必要になった場合に、適切な医療の提供を続けてまいりました。

神奈川県においては、1月21日に特措法に基づくまん延防止等重点措置が適用され、オミクロン株による感染者数の急拡大による新型コロナウイルス感染症患者受入れ病床の逼迫、医療従事者への感染拡大が深刻な状況になったため、市立病院では、新型コロナウイルス感染症患者さんの入院体制の維持継続を図るため、神奈川県 of 要請に基づき、延期が可能と考えられる入院治療や手術等について、延期等をお願いしてまいりました。

このたび、特措法に基づくまん延防止等重点措置の解除に合わせて、神奈川県では、コロナ対応病床を、「災害特別フェーズ」から「フェーズ 4」へ引き下げ、医療機関における通常医療の抑制を解除したため、一部制限を解除し、通常 of 体制での診療に戻すこととしました。

市立病院の利用を望まれる皆様にはご不便をおかけして参りましたが、ご理解、ご協力に改めて感謝申し上げます。